

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月9日（金）午前8時55分から午前9時40分
2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室
3. 出席委員（15名）

農業委員	8名
推進委員	7名
4. 欠席委員（なし）
5. 議事日程
 - 日程1 開会
 - 日程2 会長挨拶
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第29号 農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程6 議第30号 農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程7 議第31号 農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程8 議第32号 山江村農用地利用集積等促進計画（第4次）に対する意見決定について
 - 日程9 その他
 - 日程10 今後の行事
 - 日程11 閉会
6. 農業委員会事務局職員 事務局長

6番農業委員、7番農業委員にお願いいたします。

議長

次に日程5、議第29号「農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第29号につきまして説明をいたします。総会資料の1ページをお開きください。議第29号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求め。令和6年8月9日提出、山江村農業委員会会長。2ページをお開きください。農地法第3条の規定による所有権移転許可申請の内容でございます。申請者の氏名等については譲渡人が〇区の方、譲受人も〇区の方でございます。許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりでございます。総面積が1,680㎡でございます。総額は記載のとおりとなっております。経営計画等の内容等につきましては、記載のとおりとなっております。3ページから4ページが申請書の写し。5ページから7ページまでに位置図及び現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、8ページの調査書のとおりとなっております。なお、現地調査につきましては、譲渡人、譲受人それと担当農業委員と担当推進委員と共に8月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いします。

担当農業委員

それでは、説明いたします。8月5日午前9時から、受け手の方、出し手の方、事務局長、私と担当推進委員、5名で調査しました。(場所について説明)。この5ページの地図で上の方は、柿とか栗を植えておられて、その下の方に夏の椎茸の原木を伏せてありました。そして、これを伏せた後、この手前の土地でハウスを張って夏の椎茸栽培をすることでした。これで問題はないかと思えます。慎重審議をよろしくお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

はい。1つだけ。この譲受人の方がですね、高齢な感じがありますが、地元の〇〇農業委員から聞き取った話で、同居の娘さんがおられまして、一緒に今から耕作されるということでしたので。以上です。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

議長 はい。6番農業委員。

6番農業委員 ページの3ページなのですが、対価のところでは〇〇としか書いてないんですけど、これは大丈夫なんでしょうか。

事務局長 これは反あたり〇〇と書いてありますけれども、2ページのですね別紙の右側の所に総額という所で〇〇円で購入されるということになっておりますので申し添えたいと思います。以上です。

議長 よろしいですか。

6番農業委員 はい。

議長 他にございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。それでは質疑・意見ないようですので、採決をいたします。議第29号農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、議第29号は原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程6、議第30号「農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について」を議題とします。それでは、事務局より議案の朗読と概要の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第30号につきまして説明をいたします。総会資料の9ページをお開きください。議第30号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和6年8月9日提出、山江村農業委員会会長。10ページをお開きください。農地法第3条の規定によります所有権移転許可申請の内容でございます。申請者の氏名等につきましては譲渡人が〇〇の方、譲受人は〇区の方であり、許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりとなっております。総面積が773㎡でございます。総額は記載のとおりとなっております。経営計画等の内容等につきましては、記載のとおりとなっております。11ページが申請書の写し。12ページから13ページまでに位置図及び現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、14ページの調査書のとおりとなっておりますのでご覧ください。なお、現地調査につきましては、譲受人、それと会長、担当推進委員と共に8月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、私から補足説明をいたします。8月5日10時頃より、譲受人、事務局長、担当推進委員、私の4人で行いました。場所は12ページの地図、(場所について説明)。この場所につきましては、以前から譲受人の方が口頭契約で耕作をされておりました。十数年来、現在は耕作をされておりませんが、譲渡人の方から購入をしてくれということで、最初は連絡があったようですが、近頃はなかなか連絡がつかずそのままになっていた状態でした。この頃連絡が付きまして、今回の契約になりました。13ページの写真のように、現在は耕作放棄地のような状態となっております。今後は譲受人の方が、ここを整備して栗等を植えられるそうです。先ほどと一緒に、譲受人の方は高齢ですが息子さんの方が帰ってきて、栗を栽培される予定であります。審議の程、よろしく願いいたします。

議長

続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

特にありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。それでは質疑・意見ないようですので、採決をいたします。議第30号農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第30号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程7、議第31号「農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について」を議題とします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第31号につきまして説明をいたします。総会資料の15ページをお開きください。議第31号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和6年8月9日提出、山江村農業委員会会長。16ページをお開きください。農地法第3条の規定によります所有権移転許可申請の内容でございます。申請者の氏名等につきましては譲渡人が〇〇市の方、譲受人は〇〇市の方であり、許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりとなっております。総面積が1,769㎡でございます。総額は記載のとおりとなっております。経営計画等の内容等につきましては、記載のとおりとなっております。17ページが申請書の写し。それから18ページから19ページに位置図及び現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、20ページの調査書のとおりとなっておりますのでご確認ください。なお、現地調査につきましては、譲受人の方、それから譲渡人の代理の方、それから担当農業委員と担当推進委員と共に8月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。ご説明いたします。8月5日、午前9時30分頃より譲受人の

方2名と譲渡人の代理の方が出席をされております。それと私と担当推進委員、事務局長立会いのもと確認をいたしております。(場所について説明)。現状は譲渡人の代理の方が耕作をされており、今年度の収穫まではその方が行うということでございました。その後につきましては、譲受人の方が作付けを行っていくということで、農業の方も初めてするということでしたけれども、現在の代理人の方にですね、手ほどきを受けながら農業をしていきたいというようなことでもございました。現在、住所は〇〇市でございますけれども、こちらの方に引っ越してくるということで伺っております。特に問題はないかと思っておりますけれども、皆様方の慎重審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

事務局長

事務局から補足をさせていただきます。今、担当農業委員の方からですね説明がありましたとおりでございますが、将来的に引っ越して来るというふうに先ほど言われたと思います。というのが、今回、この案件につきましては空き家バンクを通してと言いますか、ちょうど〇〇地区に空き家があります。そこを購入される方がこの農地も買われるというようなことになっておりました、たまたま、空き家ですね購入の中に農地等についても売りたいというようなことで、農地と家がついたような購入方法ということになっておりました、一応、農地については3条の許可申請が必要ということでございますので、今後につきましては先ほど言われたとおり、山江の〇〇の方に住まれて近くの農地を、今、耕作をされてる方の協力を受けながら一緒にやっていくというようなことで申請にはなっておりますので申し添えたいと思います。以上でございます。

議長

はい。只今の説明を受けて質問等ございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。議第31号農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第31号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程8、議第32号「山江村農用地利用集積等促進計画(第4次)に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第32号について説明をいたします。総会資料の21ページをお開きください。議第32号「山江村農用地利用集積等促進計画(第4次)に対する意見決定について」令和6年山江村農用地利用集積等促進計画(第4次)を定めることについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和6年8月9日提出、山江村農業委員会会長。22ページから23ページが意見書の写し、それから、24ページが総括表となっております。25ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業(農地バンク)を利用しており、左から賃借権の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されております。貸し手と公社は10年、公社と借り手は5年の契約となっております。借り手の経営面積、今回の利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されておりますのでご覧ください。なお、案件は1件で総面積は4,851㎡でございます。26ページは農地中間管理事業を利用して公社を介した計画一覧となっております。筆数、賃料が記載されておりますのでご覧ください。

それでは、賃借権の更新設定1件4筆分について説明をいたします。賃借権の更新設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇〇区の方、借り手が農業公社を介して山江村の〇〇の方でございます。総会資料の27ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。(申請内容について説明)。28ページから30ページまでに地籍図、現況写真を、31ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、今回、更新の設定の為にございますが事務局におい

て確認を行っております。28ページの場所でございますけれども、(場所について説明)。水稻栽培がなされておりました適切に管理されていることを確認しております。以上でございます。

事務局長

事務局から、今回の案件についての内容ではございませんけれども、一つお知らせをしておきます。今までですね、法人の場合のですね契約等の審議の中では関係者ということで、〇〇委員が今までは議事参与の制限ということで出ていただいておりますけれども、今年の総会の折にですね理事の方から組合員になられたということでございましたので、組合員の場合はその制限にはかかってきませんので今回からは質疑の中にもと言いますか、採決の中にもおられるということで、今後はなってきますのでどうぞよろしく願いいたします。

議長

はい。その点につきましては皆さんご理解いただきたいと思います。それを含めまして、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、推進委員の方からの、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。更新設定1件4筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手ということで、更新設定1件4筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程9「その他」となっております。事務局より、報告及び連絡をお願いいたします。

事務局長

「その他」について説明。
○ホームページ用議事録について

- 活動記録表について
- 農地利用状況調査について
- 農地利用最適化推進記念大会について
- 地域計画地区別説明会について
- 農地の情報提供

議長

はい。只今、日程9その他について説明がございましたが、総会が終わった後でも結構ですので事務局の方に伺っていただきたいと思えます。それでは、次に日程10「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

今後の行事について説明。

議長

はい。それでは、日程11「閉会」に移ります。
以上を持ちまして、農業委員会8月期総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

令和6年8月9日(金)午前9時40分終了

議長_____

委員_____

委員_____